

令和6年11月13日
子ども・若者部
児童相談支援課

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

世田谷区立産後ケアセンターについて、公共施設中長期保全計画に基づく6か月程度の工事実施に際し、代替施設への一時移転により事業を継続実施している。一時移転に伴い、世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例について、令和6年第2回区議会定例会にて議決を得た。

当該工事期間の終了後、代替施設から従来の施設に再度移転するにあたり、規定の整備を図る必要があることから、世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例を令和6年第4回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

世田谷区立産後ケアセンターの位置を「東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号」に改正する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和7年3月を予定し、規則で定める日から条例を施行する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月 令和6年第4回定例会に条例改正の提案

令和7年 3月 世田谷区立産後ケアセンター(桜新町)工事 終了

代替施設による事業運営 終了

世田谷区立産後ケアセンター(桜新町)での事業運営 再開

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号</p> <p>(略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター (2) 位置 東京都世田谷区<u>桜新町二丁目29番6号</u></p> <p>第3条～第21条 (略) (略)</p> <p><u>附 則 (令和6年●月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号</p> <p>(略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター (2) 位置 東京都世田谷区<u>喜多見三丁目4番30号</u></p> <p>第3条～第21条 (略) (略)</p> <p>(略)</p>